

平成21年第3回長瀬町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
5月27日(水)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○町長あいさつ	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○町長提出議案の報告及び一括上程	6
○議案第27号の説明、質疑、討論、採決	7
・議案第27号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第28号の説明、質疑、討論、採決	9
・議案第28号 町長の諸給与条例及び教育委員会教育長の諸給与に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第29号の説明、質疑、討論、採決	12
・議案第29号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
○町長あいさつ	15
○閉 会	15

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第49号

平成21年第3回長瀬町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成21年5月22日

長瀬町長 大 澤 芳 夫

1 期 日 平成21年5月27日(水)

2 場 所 長瀬町役場議場

- 3 付議事件 (1) 議案第27号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例
(2) 議案第28号 町長の諸給与条例及び教育委員会教育長の諸給与に関する条例の
一部を改正する条例
(3) 議案第29号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	関	口	雅	敬	君	2番	村	田	正	弘	君	
3番	大	島	瑠	美	子	君	4番	齊	藤		實	君
5番	野	原	武	夫	君	6番	新	井	利	朗	君	
7番	大	澤	夕	キ	江	君	8番	梅	村		務	君
9番	染	野	光	谷	君	10番	渡	辺		強	君	

不応招議員（なし）

平成21年第3回長瀬町議会臨時会 第1日

平成21年5月27日（水曜日）

議事日程（第1号）

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、町長あいさつ
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
- 1、議案第27号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第28号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第29号の説明、質疑、討論、採決
- 1、町長あいさつ
- 1、閉 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	関	口	雅	敬	君	2番	村	田	正	弘	君	
3番	大	島	瑠	美	子	君	4番	齊	藤		實	君
5番	野	原	武	夫	君	6番	新	井	利	朗	君	
7番	大	澤	夕	キ	江	君	8番	梅	村		務	君
9番	染	野	光	谷	君	10番	渡	辺		強	君	

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	教育長	新	井	祐	一	君
参事	新	井	敏	彦	君	参事	平		健	司	君
総務課長	齊	藤	敏	行	君						

事務局職員出席者

事務局長	若	林		実	書記	野	原		徹
------	---	---	--	---	----	---	---	--	---

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（齊藤 實君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成21年第3回長瀬町議会臨時会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成21年第3回長瀬町議会臨時会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（齊藤 實君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（齊藤 實君） 本臨時会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案の説明等のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎町長あいさつ

○議長（齊藤 實君） 本臨時会の開会に当たりまして、町長からあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） おはようございます。臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多忙の中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

去る5月11日に臨時会を開催させていただき、本日、再び臨時会を招集させていただきましたが、緊急にご審議いただく案件がございますので、ご理解をいただきたいと思います。

急激な景気悪化により、民間企業における夏季一時金の大幅な減少が見込まれるため、5月1日に人事院が国家公務員の期末・勤勉手当の額を引き下げる臨時勧告を行ったところでございます。

埼玉県内でもほとんどの団体で、現在の経済状況等を勘案し、期末・勤勉手当の引き下げを行う状況でありますので、本日、ご提案申し上げるわけでございます。

議案の内容等につきましては、上程した際に、改めて説明をさせていただきますのでよろしくお願ひ申し上げます。

以上、臨時会開会に当たりましてのごあいさつといたします。

◇

◎議事日程の報告

○議長（齊藤 實君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、お手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（齊藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長から指名を申し上げます。

8番 梅村 務君

9番 染野 光 谷君

10番 渡辺 強君

以上の3名をご指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（齊藤 實君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

◇

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（齊藤 實君） 日程第3、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期臨時会に町長から提出された議案は、議案第27号から議案第29号までの3件でございます。

議案はお手元に配付してあるとおりでございます。議案内容の報告は省略させていただきます。

議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、議案が議題に供された際に求めることといたしますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

◇

◎議案第27号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第4、議案第27号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第27号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

景気悪化による民間企業における夏季一時金の大幅な減少が見込まれるため、職員の期末・勤勉手当の減額を行うことに伴い、職員との給与の均衡を図るため、期末手当について特例措置を行う必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、議案第27号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明いたします。

先ほどの町長の提案理由の説明にありましてとおり、人事院勧告を踏まえ、平成21年6月期の期末手当の支給月数を暫定的に引き下げるよう改正するものでございます。

附則に次の1項を加えるものでございます。

第5条第2項中の現行の100分の160を0.15月減額し、100分の145に改めるものでございます。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上が議案第27号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 議案27号から議案29号の議案までは、私は本当は全部反対したいぐらいなのです。なぜかという、この間私の農協の振り込みされた、65歳だから定額給付金が2万入りました。その2万入って喜んでいながら、今度私の年金から特別徴収ということで天引き始められるわけです。それで、私の実態を言いますと、はっきり言いますと、これだけ私はお金を、税金を、平成20年度は50万超すお金が国保税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険税、そういう形でどんどん、どんどん引かれて、50万以上のお金を私は町に払っているわけです。それで、また今度は年金から天引きで、65歳になりましたので、払っているということで、そういう状態の中でこの問題というのは本当にひどい今の自民党、公明党の政治だと思ってしまうわけです。議員には町村議会実態調査集計表というのがみんなに、議員には全員配られたのですけれども、長瀬の議員の報酬はどんなものかといいますと、これを見ますと、普通の議員は議長が24万7,000、一般の議員は17万5,000と、こういう中で手取りは私が13万7,000です。実態は町民にもっと知らせる必要あると思うのです。13万7,000議員報酬もらっているから、さぞかしいだろうということもあるだろうけれども、しかし今この議案を見ますと、いろんなところで値上げされて、そして働く場がなくて、これからの老後は特別な人以外は大体不安を持っています。

そういう中で質問です。質問は、定額給付金は経済効果がいいということで、こういう人事院で決めた期末手当を1回ぼっきりで6月の期末手当を引きなさいというわけなのですが、町としては実態見ますと、大きな市、川口とかさいたま市とか、ああいうところの議員は結局同じような生活していても相当議員の場合は30万以上のお金がもらえているのです。もっとか何だか、それは実態まだ知りません。ここには、それで長瀬ははっきり言って、議員報酬は議長以下議会運営委員長までのが書いてありますけれども、議員の報酬は東秩父が埼玉県下30町村の中で一番少ない17万1,000、その次が小鹿野町で17万5,000、その次が長瀬町で17万7,000です。ですから、人事院がそういったからって必ず、その町村段階で財政状況を見まして、こういうことをやらないで済むかということについては答えられますか。できたら、こういうことについて町長がどう考えているか、どちらかで答えていただきたい。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 人事院勧告によって臨時議会を開会をすることになりました。先ほど申し上げたとおりであります。その中で渡辺さんの言うことも私はよくわかります。先ほども齊藤議長とお話を申し上げたのですが、国会議員が0.2カ月分減額をするといっても、何百万円という報酬の中の金額は非常に多くなるわけです。0.2%といっても何十万という単位です。長瀬町の17万7,000円の中のそのほかに、結局期末・勤勉手当の中の0.2ですから、幾らになるかわかりませんが、私たちが願わくば、望むところというのは、そういう超高額の期末・勤勉手当をいただく国会議員を初め大きな都市の議会議員の人たちと小さな町で少ない報酬、手当で頑張っている職員も含めて、そういうことをやる時にはランクづけが必要なのではないでしょうかという話をしたところでありまして、これが役所の一番悪いところだなと思えますが、一律にやればそれで済んでしまうということで、簡単だからそういうふうにやろうということに多分なったのだと思うし、前例からいうとそういう格差はつけないというのが人事院の慣例だというふうに思いますので、これも慣例に従ってやったということなのでしょうけれども、私たちが願わくばそういう多額のところから少額のところまでの例えば3つとか4つとかのランクをつけてやるというのが、そういうふうにやってほしかったなと思えます。ただ、緊急な人事院からの勧告、5月1日でしたから、それを修正したり、こちらから意見を申し上げるというようなことはやるいとまがありませんでした。しかし、私たちとすれば、例えば職員のラスパイの問題にしても百幾つとかというところと80とか70台とかというところがありまして、それを一律に計算するのは非常に忍びないなという思いを持っております。しかし、今回につきましては人事院の勧告に従ったということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（齊藤 實君） 10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 私は、これの金額、議員の報酬の問題で、今度の場合は期末手当ですから、6月いっぱいぼっきりで、その金額がトータルで幾らになるか、議員でも議長、副議長、議会運営委員長とか常任委員長とか、みんなやっぱり議員報酬はちょっと違いますけれども、大体一人頭どのぐらいになるのか、それを報告お願いしたい。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 期末手当を100分の160から100分の145に引き下げた場合、約310万円の支給になるかと思えます。1人当たりですと、それを10人で割っていただければ出ると思えます。影響額につきましては、約32万円の減額でございます。

以上で終わります。

○議長（齊藤 實君） 質疑はございませんか。

野原武夫君。

○5番（野原武夫君） 今の数字ですと、減額する金額が1人当たり三十何万ということですね。ちょっと数字が違うのではないですか。全体でしょう。

〔「全体です」と言う人あり〕

○5番（野原武夫君） そうですね。

さっき三百何十万だか……

〔「310万です」と言う人あり〕

○5番（野原武夫君） 310万、10人だから三十何万と、それは1人当たりという感覚で我々は受けた、そんなことはないですね。はい。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第27号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。



◎議案第28号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第5、議案第28号 町長の諸給与条例及び教育委員会教育長の諸給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第28号 町長の諸給与条例及び教育委員会教育長の諸給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

景気悪化による民間企業における夏季一時金の大幅な減少が見込まれるため、職員の期末・勤勉手当の減額を行うことに伴い、職員との給与の均衡を図るため、期末手当について特例措置を行う必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、議案第28号 町長の諸給与条例及び教育委員会教育長の諸給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

先ほどの町長の提案理由の説明にもありましたとおり、人事院勧告を踏まえ、平成21年6月期の期末手当の支給月数を暫定的に引き下げるよう改正するものでございます。

第1条の町長の諸給与条例の一部の改正でございますが、附則に次の1項を加えるものでございます。

第6条第2項中の現行100分の160を0.15月減額し、100分の145に改めるものでございます。

次に、第2条の教育委員会教育長の諸給与に関する条例の一部改正でございますが、附則に次の1項を加えるものでございます。

第6条第2項中の現行の100分の160を0.15月減額し、100分の145に改めるものでございます。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上が議案第28号 町長の諸給与条例及び教育委員会教育長の諸給与に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 私は、この期末手当の減額については本当に複雑な心境です。というのは、長瀬の場合は大澤町長になってから参事方式を取り入れ、収入役もつもらない、助役もつもらない、それで参事方式の3名をして安い、安いと言ったらなんだけれども、要するに収入役の収入なんていうのはすごかったですから、それが一般職員が参事になってやって、3人つくって、1人は老人ホームのほうに先にやめて行ってしまったと、そういう中でほかの町と比べれば相当の人件費削減しているわけです。ですから、この問題で皆さんも、議員の人はみんな実態調査だけれども、やっぱり小鹿野の32万5,000円から、次に低いのが42万で長瀬町長です、町長の報酬は。しかし、ご存じのように、これについてはやっぱりよく一般職でもう定年近い人と町長が同じような報酬ではちょっとおかしいのではないかなんていう質問も前出たことあります。町長ですけれども、期末手当がこのように削られると、町長というか、答弁してもらいたいのは、ではどのぐらいのトータルで減額して、5月27日提出ですから、これから1年間近くどのぐらいの金額が減額できるのか、それで町長が大体どの金額になるのか、教育長がどれぐらいなのかについて答えられたら答えていただきたいと思います。

それで、この減額したことは一般会計に入れてそういった教育とか子育ての問題に今度充てることができるのかについてお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 今回の改定で町長の影響額が約12万円、教育長が約9万でございます。今回減額が認められれば、当然予算に対してその分だけ余るといえるか、多くなるわけです。予算のほうが多くなるわけですので、それについては3月とか、そのときに減額補正なりをさせていただくようなことになるかと思っております。

減額をした額についての充て方というのは、また別の方法で補正予算で組むような形になるかと思っております。どういう事業に充てるかも含めて検討しながら、そういうことになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 渡辺強君。

渡辺さん、はっきり言ってください、答えられたらとかというのではなくて。

- 10番（渡辺 強君） それは言わない。
- 議長（齊藤 實君） 言っているのだ、さっきから。
- 10番（渡辺 強君） 言ったか、ごめんなさい。
- 議長（齊藤 實君） だれだれお願いしますとはっきり言ってください。
- 10番（渡辺 強君） はい。

では、町長をお願いします。前の臨時議会で中学生が4,000円になった、小学生が2,000円になったと。こういうお金に何とかもっと増額するように考えていただきたいのですけれども、その考えについてお願いしたい。

- 議長（齊藤 實君） 町長。
- 町長（大澤芳夫君） 今のことについてお答え申し上げますと、議案の審議と直接関係がないので、今ここでお答えをすることは控えさせていただきます。ただし、こういうふうには例えば議員の方たちが今お認めいただきました減額は32万円、総額で。今度の場合お認めいただきますと、12万と9万円ですから21万円。53万円になるわけです。この金額は、いずれ、このままでおいておくということではないでしょうか、しかるべき有効な活用方法というのを見出して補正で組ませていただき、皆さんのご了承をいただいて有効に活用したいというふうに思います。それが来年のことに、今お話しのようなことになるかどうかということについて今ここでお答えするということにはいかならないと思いますが、そのことについては真剣に考えていきたいというふうに思います。この景気の悪いときに子供さんを修学旅行に出すということについては、親御さんも大変なことなのだろうというふうに、そういう思いはあります。ただ、ここで今お答えをすることは控えさせていただきます。

- 議長（齊藤 實君） 質疑はございませんか。

9番、染野光谷君。

- 9番（染野光谷君） いろいろと減らすのも結構ですが、町長はふやしてもいいぐらいだと思っています、選挙でやって勝っているのだから。また、教育長の場合には、どうもおれは変だと思うのだ、いつも。校長を経験した人、あるいはこうだよという人が教育長になるわけだ。それで、相当の恩給だか、いろいろもらっているわけだ。それで、町長と余り差がないのだ。どうも町長と余り差がないのに教育長になるといって、教育長の前で言っただけ失礼ですが、大変な仕事だとは思いますが。それで、日本の政治の悪いところは、天下りなんていうので今、国会でも騒いでいるけれども、教育の関係は教育長というような形で教育長になるわけです。それで、余り町長と教育長で差額がないような感じがする、報酬も。だから、教育長というのは大変だなとは思いますが、もう少し給料の場合には、ちょっと教育委員長が気をもったぐらいでこの町も変わった町だなどいって、町長も変わった町長のほうだから、教育長もそんなような形でとってもらえばいいなんて思ってちょっと手挙げたわけなのですが、いかがなものですか。

- 議長（齊藤 實君） 町長。
- 町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

今のお話も全くわからないわけではないのですけれども、教育長が学校の校長経験者というのは圧倒的に多いと思います。ただ、そうではない人もいるわけでございまして、町長よりは給与が上にならないというのを基本的に考えて給与のランクといいますか、そういうのができているというふうに承知をしております。教育長も非常に出る場所が多くて交際費が非常に少ない状況でありまして、そういうことから考えると自分の懐から持ち出しというのがかなりあるというふうに思っております。それをよく耐えていた

だいているなど、そんな思いを持っておりますので、この辺は多いか少ないかということについては議論をここですることは避けたいと思いますが、それなりの持ち出しというのは無言のうちにやっていたいているというふうな思いを持って、申しわけないなと思っている状況であります。いずれにしても、高い、高過ぎるというような状況ではないのではないかとこのように私は考えております。

○議長（齊藤 實君） 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第28号 町長の諸給与条例及び教育委員会教育長の諸給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。



◎議案第29号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第6、議案第29号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題いたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第29号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

景気悪化による民間企業における夏季一時金の大幅な減少が見込まれるため、5月1日に人事院から臨時勧告があったところをございまして、これに伴い、国及び他団体の職員との給与の均衡を図るため、期末・勤勉手当について特例措置を行う必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、議案第29号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

先ほどの町長の提案理由にもありましたとおり、国家公務員及び他団体の職員との均衡を図るため、人事院勧告を踏まえ、平成21年6月期の期末手当、勤勉手当の支給月数を暫定的に引き下げるよう改正するものでございます。

それでは、内容につきましてご説明いたします。

附則に次の1項を加えるものでございます。

第4条の4につきましては、期末手当の規定でございます。第2項は、一般職員の期末手当でございますが、現行の100分の140を0.15月減額し、100分の125に改めるものでございます。

同条第3項は、再任用職員の規定でございますが、現行の100分の75を0.05月減額し、100分の70に改めるものでございます。

第14条の7につきましては、勤勉手当の規定でございます。第2項第1号中は、一般職員の勤勉手当でございますが、現行の100分の75を0.05月減額し、100分の70に改めるものでございます。

同項第2号は、再任用職員の規定でございますが、100分の35を0.05月減額し、100分の30に改めるものでございます。

附則の施行期日でございますが、公布の日から施行するものでございます。

以上が議案第29号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 役場職員の期末手当と勤勉手当についての減額率については、今書いたように100分の140から100分の125と。それで、質問なのですけれども、ではこの全体の職員の期末手当の金額は幾らになるのか。それで、皆同じような状態ですけれども、勤勉手当の全体の金額がどれだけ減額になるか。それで、1人当たり幾らなのか、それを説明お願いしたいと思います。

私は、役場職員のこれについてはやはりその町の状況によっていろいろやるし、みんな生活がありますから、一律に議長とか町長三役とはちょっと違うのではないかなと思います。私は、本来ならば今の政治の状況を見ますと、定額給付金を私なんか1人2万円もらってもそれ以上の納めなくてはならない税金があるわけです。それで、そういう中でやはり公務員という人たちの仕事については民間にうんと響くわけです。民間が結局上げていくということについては、やっぱり公務員の労働条件がよくなると、民間が今ひどいから、役場職員もねたまれるというか、要するに仕事は大した仕事ではないのに、仕事していないのにとか、いろいろ言われてしまうことがあるのです。ですから、私はこの問題についてはもっと、秩父の市職なんかは労働組合がいろいろ交渉するのです、全体で。そういう中で役場職員に労働組合がないということでは、やはりなかなか意見が言いづらけれども、そういう点でどうなのかについても報告していただきたいと思います。

では、お願いします。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 今回の改正によって影響する額につきましては、期末手当で約440万円、勤勉手当で約140万円で、合計して約580万円の減額になると思われれます。また、これを1人当たりにしても6万6,000円の減額というような状況でございます。

それから、景気悪化による民間企業における夏季一時金の大幅な減少が見込まれるということで人事院勧告がなされまして、それによって国家公務員や他の団体の職員との均衡を図るために今回これを提出させていただいたということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 質疑はございませんか。

染野光谷君。

○9番（染野光谷君） せっかくだからちょっと聞きたいのだけれども、町長が議員のときによく役場職員が一番高額な人はだれで、こうだあだということを知ったのを覚えて、今ちょっと関係あるかはともかく、役場職員で一番今高額なのはどのくらいの額なのかちょっとお聞きしたいのですが、よろしいですか。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 今手元に明細がございませんので、はっきりわからないのですが、期末手当等については職員は扶養手当が影響してきますので、すぐだれというのはこの場でちょっとわからないので、申しわけないですが、よろしく願いいたします。

〔何事か言う人あり〕

○総務課長（齊藤敏行君） 先ほど申し上げましたように、明細がございませんので、わかりませんが、基本給でいくと40万ちょっとの人が一番多いと思います。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 私は、今度のこの期末手当というのは、4月に定額給付金が出たばかりで、そういう中で国民にはあめ玉をくれて、そして一方ではそういう職員、我々議員、町長、教育長、職員みんなに今度は6月、衆議院選挙前に今度は取ってしまおうと、こういうことでこのまま自民党、公明党の政権がこんなことをやっているのに意見が出ない、反対も出ないでは、何でも国の言うことについて意見も言われぬようなこんな政治はやっぱりだめだ、そういう意味でぜひこれ反対していきたいと思います。

先ほど言いましたように、役場職員には組合もないです。従業員組合というのがあって町長や執行部といろいろ話し合っ、いろんな労働条件とか話し合えるような場がないのです、長瀬の役場については。私は、大倉電気にいるときは社長と本部に行って毎年のように春闘と、あと夏季闘争と一時金のことでやってきたのです。ですから、そういう意味ではこのまま私は国のやってきたことについて意見を述べたいと思う立場から反対していきます。

○議長（齊藤 實君） 次に、賛成討論を行います。

野原武夫君。

○5番（野原武夫君） 先ほどから公務員についての給与について不公平だというような話がありましたけれども、実際に人事院勧告というのはそういった組合がないということを想定してできたシステムでございました。恐らく人事院勧告が初めて減額という線が出てきた、上位100社の平均値から見て公務員が安くては困るということで査定したわけです。そういう意味では、人事院勧告がいわゆる公務員の給与についての保障機関といえますか、そういう役割を負っているわけです。人事院勧告は、既に何回も給与の上げを今までやってきました。そのときには渡辺議員は反対した話は聞いておりません。恐らく賛成しておるので、そういう意味では人事院勧告を尊重したわけです。私は、今度も人事院勧告を尊重しまして、上

位100社が減額するのであれば、これは同じように減額するというのが正しい筋だろうと私は思います。別に職員をいじめたいということではなくて、町民の感覚からすると職員は多いのではないかという声が非常に大きくあります。そういう意味では、人事院勧告というのがすばらしい勧告であるというふうに私たちは認識しているのではないかと思いますので、この件については賛成いたします。

○議長（齊藤 實君） 反対討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） なければ、他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（齊藤 實君） 起立多数。

よって、議案第29号は可決されました。



◎町長あいさつ

○議長（齊藤 實君） 以上で今期臨時会における議事はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、町長より発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 臨時会の終了に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の臨時会に際しまして、慎重にご審議の上、原案どおり議決をいただきまして、まことにありがとうございました。

経済状況や新型インフルエンザの問題など依然として厳しいものがございますが、町民生活の安心・安全のための対策を講じてまいる所存でございますので、議員各位のご理解、ご協力をお願いいたします。

終わりに、皆様のご健勝、ご多幸、ご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（齊藤 實君） 以上をもちまして平成21年第3回長瀬町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午前9時49分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年 7月14日

議 長 齊 藤 實

署 名 議 員 梅 村 務

署 名 議 員 染 野 光 谷

署 名 議 員 渡 辺 強